

平成 30 年度第 2 回岐阜県障がい者総合支援懇話会
(重症心身障がい・医療的ケア部会) 議事概要

○日時：平成 31 年 3 月 8 日(金) 13:00~15:00

○場所：希望が丘こども医療福祉センター 多目的ホール

○出席者：29 名

(敬称略)

所属・職名	氏名
一般社団法人岐阜県医師会 理事	矢嶋 茂裕
国立大学法人岐阜大学大学院医学系研究科 障がい児者医療学寄附講座 准教授	西村 悟子
岐阜県総合医療センター重症心身障がい児施設すこやか 施設長	長澤 宏幸
岐阜県立希望が丘こども医療福祉センター 小児科部長	内木 洋子
医療法人社団英集会 福富医院 院長	福富 悌
公益社団法人岐阜県看護協会 常務理事	小谷 美重子
一般社団法人岐阜県訪問看護ステーション連絡協議会 理事	安田 尚美
大垣市民病院 新生児集中治療室主任、新生児集中ケア認定看護師	野村 彩
株式会社やすらぎ 訪問看護ステーションやすらぎ 代表取締役 理学療法士	西脇 雅
独立行政法人国立病院機構長良医療センター 療育指導室長	藤森 豊
社会福祉法人あゆみの家 施設長	田口 道治
特定非営利活動法人在宅支援グループみんなの手 代表	渡邊 麻奈美
岐阜県特別支援学校長会 長良特別支援学校 校長	鹿嶋 成美
岐阜県健康福祉部次長	西 哲也
岐阜県健康福祉部医療整備課 医療対策監	中畑 和彦
岐阜県健康福祉部医療福祉連携推進課長	松原 繁俊
岐阜県健康福祉部医療福祉連携推進課 課長補佐兼障がい児者医療推進係長	上野 尚哉
岐阜県健康福祉部保健医療課 課長補佐兼難病対策係長	三輪 光雄
岐阜県健康福祉部障害福祉課長	浅井 克之
岐阜県子ども・女性局 子育て支援課 課長補佐兼保育支援係長	安江 淳
岐阜県危機管理部 防災課地域支援係長	大塚 貴之
岐阜県教育委員会 特別支援教育課 管理監	兒玉 哲也
岐阜地域福祉事務所 福祉課長	山下 靖代
西濃県事務所 福祉課長	加代 暢尊
可茂県事務所 福祉課長	深見 太二
東濃県事務所 福祉課長	千田 友清
西濃保健所 健康増進課長	西松 浩
関保健所 健康増進課保健指導係長	北村 尚子
可茂保健所 健康増進課長	宮 早苗

開 会

開会あいさつ (健康福祉部次長)

1 平成30年度重度障がい児者支援連携施策の進捗状況及び平成31年度の計画について

◇資料説明

- 資料1 県の重度障がい児者支援連携施策の進捗状況
- 資料2 県の重度障がい児者支援連携施策について（参考）
- 資料3 重症難病患者拠点・協力病院設備整備事業について
- 資料4 平成30年度 医療的ケアに関する特別支援教育課の取組

質疑・意見交換（○：構成員 →：県）

- 実態調査について、保育園、幼稚園への就園状況について、重度の障がいであると、なかなか入園できないケースが多いと思われるほか、小学校にあがる際には、普通学校に行きたいという意見もあると思うため、実態と、どのような希望を持たれているか、また家族の就業状況についても、可能であれば調査項目に入れていただきたい。
- 入園等の希望についてや、ご家族の方の就業状況については、調査項目として設けていない。お子さんがどこの学校に就学されているかという情報については、項目を設けているため、把握できると思われる。
- 医療的ケア児という言葉が認識されるようになってきたが、それでもまだ、制度の狭間にいる方がいるのではないかと。今回の実態調査も含めて、漏れなく実態を把握していただきたい。
- 対象者は、身体障害者手帳、療育手帳を所持されている方、教育委員会、各特別支援学校が持っている医療的ケアが必要な幼児、児童、生徒の情報をもとに該当する方、また、県保健医療課及び岐阜市が持っている小児慢性特定疾病の認定情報も参考にしながら、対象者としている。医療のスコア表に点数がつかない方でも、調査対象として、広く回答求めるかたちになっている。

2 第1回提案議題について

議題(1)災害時（停電時を含む）における在宅者の支援体制等の確認
（安否確認、避難所、充電等）

◇資料説明

- 資料6 実効性のある避難・情報提供のあり方

質疑・意見交換（○：構成員 →：県）

- 人工呼吸器を扱う施設においては、昨年の水害の時には、ほとんどの方が避難しなかったと聞いている。その主な理由としては、「周りの人の理解が得られないだろう」「人工呼吸器の電源の確保が難しい」というものだった。また、理解が得られない人が介助すること自体に、親御さんたちのためらいがある。重症度に応じた対応というものを考えていただきたい。
- 老人の方や一般入院の方もいるなかで、助ける方のキャパシティの問題もあると思うが、避難支援の優先順位において、障がい児者はどのような位置づけになっているのか。特に田舎に行けば行くほど老人が多くなり、寝たきりではなくてもほとんど歩けないという方もいらっしゃる中で、どのように人材を確保していくのが問題になってくる。
- 県では優先順位を定めていない。各市町村、ないしは各地域において、定めているところはあると思われる。
- 名簿はどのくらいの間隔で改訂していくのか。新たな患者もいれば、中には亡くなる方もいる。改

訂がうまくできていないと、亡くなった方のところに行ってしまう可能性もある。

- 市町村ごとに頻度に差がある。市町村のマンパワーが如実に出ていのかという印象を受ける。重度の障がいの方だと、お話を聞いている中では、地域で見守るには限界があるケースもあり、日々のケアの延長上で、災害時にどう対応するかというの、必要であるという印象を受けた。ただ、日々のケアであっても、マンパワーが足りているかというのは、難しい問題である。その点については、福祉の方面でも検討されていると思う。総合的に考えていく必要があるのではないかなと思う。
- 昨年の停電時に、日中一時支援事業所の利用者で、独居の方や、呼吸器を付けている障がい者で介護者が高齢という方の自宅に確認の電話をしたが、利用者からは、その他からはどこからも確認の電話はなかったと聞いた。名簿がある、個別計画があるといっても、こういう場合は誰が動くのか、とても心配になった。行政が要支援者の全ての人に連絡を取っている時間がないとすれば、例えば、まずは各支援員が安否確認をするだとか、そういったところを考えていただかないと、不安である。
- 今の段階では、自助・共助に頼らざるを得ないという実態である。どこまで何が起こるかというのは、なかなか発想に至らないため、本日伺ったお話については、防災部局に情報提供させていただく。今の段階では、教訓として、実際に動かれた方のお話を広げることが、一番取り得る対策であると考ええる。
- 要電源重度障がい児者災害時等支援ネットワーク構築事業について、人工呼吸器、吸引器、加湿器といった、電源が止まると生命に直結する重度障がい児者の方々に対する支援ということで、医療福祉連携推進課が中心となって、防災課、消防課、難病患者の支援をしている保健医療課、病院への支援をしている医療整備課、地域の見守りという観点から地域福祉課等と連携を取りながら、また医療機関、福祉施設、消防本部、中部電力等、関係者の方々と、来年度は支援体制の構築についてさらに掘り下げて検討していきたいと考えている。

議題（２）就学前障害児の単独通所施設拡充

◇資料説明

- 資料 7 保育業務担当看護職員養成研修について（岐阜県記者発表資料）
- 資料 8 平成 31 年度療育支援体制強化事業について

質疑・意見交換（○：構成員 →：県）

- 保育業務担当看護職員養成研修は、本来は潜在看護師の掘り起しという意味合いも含んでいるが、実際には働いていない方の参加は少なく、現在保育所で働いている看護師の方にも一緒に参加していただいた。研修受講生のうち、新しく保育所に働く予定の方は、2名になると思われる。実習後のアンケートを見ると、既に保育所に勤めている看護師の方にとっても、勉強する機会になったということで、大変満足度が高い研修だったと思う。
- 医療的ケアに関しては現状では難しいと理解しているが、支援の拡充によって医療的ケア児を預かる保育所が増えるか、もっと別の手段を考える必要があるかの認識をお持ちなのか。
- 現在も、わずかではあるが県内において医療的ケア児の対応ができていいる園がある。ただ、方法論を含めて、それがうまく広まっていない。他の自治体や保育所の関係者が、どうやったらそれが実現できるのか、地域のニーズはどうなのか、両面で把握する必要がある。いくつかの自治体では、医療的ケア児の受入れ体制を整えていかなければならないという課題認識をお持ちであった。今後、小さな単位で、関係者が集まって議論する場を作ることから位置づけを図っていきたい。
- 療育支援体制強化事業について、対象児童数に関係なく施設単位で加算されるということは、頑張っている事業所ほど、負担が大きくなるのでは。
- どこか特定の地域に集まるという訳ではなく、最寄りの保育所を選ばれる親御さんが多いため、園自体の受入体制がオーバーフローしてしまうということには結びつかないと考えている。

- 国では医療的ケア児の保育支援のモデル事業を行っており、市町村の中には、今後医療的ケア児への対応を考えていく必要があるという意見もあるとのことだが、県内の市町村にはモデル事業に手挙げする動きはないか。
- 今のところ、手をあげるまでの具体的な希望は出ていない。
- 保育だけではなく、保育、医療、福祉を一体として、実態調査の結果を反映させることも踏まえ、また違った形を地方自治として出していただきたい。

議題（３）短期入所利用中の体調悪化時の対応に関する実態調査及び障害児の病児保育に関する実態調査について

◇資料説明

資料９ 医療型短期入所事業に関するアンケート調査の結果

質疑・意見交換（○：構成員）

- 短期入所利用中の体調悪化時については、利用者の方からは実は不満が多く出ている。このアンケートは施設側にとったものであり、実際に重心のご両親の方に調査したものではないため、出ていないだけである。
- 一番の問題は、これは福祉のサービスであるので、退所させるのが施設の本来の役割として合っているが、特に医療型短期入所事業の場合は、そこに病院があるのだから、ちゃんと医療につなげてほしいという利用者の思いがあるため、何らかの対処をしてあげる必要があると思う。
- 病院によって体制は違うかもしれないが、どこまでの医療なら受け入れられるか、利用者に伝えておくことが大事である。
- 利用者の方との完全に良好な関係は難しいと思うが、堂々と適切な対応をすれば、信頼関係はしっかり持てると思う。遅れることなく、素早い対応をすれば、大きな問題になることはないと思う。そのため、看護師の養成も重要であると思う。
- 診療報酬の改正により、医療型短期入所中の医療行為についても、場合によって算定できるようになったと解釈している。そのため、短期入所の最中に発熱があつて検査や投薬をした場合、診療報酬として医療請求できると考える。何らかの医療行為が必要となったので退所という発想は、望ましくないとと思われる。

議題（４）医療的ケア児者の訪問ショート事業（案）について

◇資料説明

資料１０ 提案議題（４）医療的ケア児者の訪問ショート事業（案）について

質疑・意見交換（○：構成員）

- 高山市では５人のお子様にも満たないような数に対応していると聞いている。高山市では可能であっても、岐阜市のような、障がい児者が多数いる地域でも可能かとなると、対象者の線引きをどこでするかが大変難しく、公平にサービスを提供するとなると、同様の対応はできないのではないかと。また、訪問看護ステーションは様々な年代の方に関わらせていただいているが、すべてのステーションで小児を受入れているわけではない。実際に小児の訪問を始めようとするには、訪問看護ステーションにとってハードルが高い。その点から見ても、やはり現実から離れていると感じる。

閉 会

以 上